

令和 9 年度定期賦課分京都府自動車税納税通知書の郵送用
封筒への広告掲載に関する契約書

京都府を甲とし、[redacted]を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり契約を締結する。

(契約要項)

第 1 条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 名称、内容等
令和 9 年度定期賦課分京都府自動車税納税通知書の郵送用封筒への広告掲載
- (2) 契約金額 [redacted] 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 [redacted] 円）
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 9 年 5 月 21 日まで
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年 3 パーセント

(広告掲載の方法)

第 2 条 乙は、京都府広告取扱要綱（以下「要綱」という。）及び令和 9 年度定期賦課分京都府自動車税納税通知書の郵送用封筒への広告要領に基づき、令和 9 年度定期賦課分京都府自動車税納税通知書の郵送用封筒への広告募集要項（以下「要項」という。）に沿って、令和 9 年度定期賦課分京都府自動車税納税通知書の郵送用封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告を取り扱うものとする。

2 乙は、前項の要項に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(広告掲載料)

第 3 条 乙は、広告の掲載料として第 1 条第 2 号に定める金額を甲に支払うものとする。

2 乙は、広告掲載料を甲が発行する納入通知書により、支払わなければならない。

(支払遅延)

第 4 条 乙は、広告掲載料を甲が定める期日までに支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第 1 条第 5 号の利率を乗じて計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額については、京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成 23 年京都府条例第 29 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(履行遅滞)

第 5 条 甲は、その責めに帰すべき理由により第 1 条第 3 号の期間内に広告を掲載した封筒を発送できないときは、その期間を経過した日の翌日から広告を掲載した封筒を発送する日までの日数に応じ、第 1 条第 2 号の広告掲載料に対し第 1 条第 5 号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を乙に支払わなければならない。この場合においては、前条第 2 項の規定を準用する。

(広告の掲載の中止)

第 6 条 甲は、乙が要綱第 10 条に該当した場合には、催告等を行わずに広告の掲載を中止することができる。

2 乙は、前項の規定により広告の掲載を中止することにより、甲に損害又は損失が発生した場合は、その損害又は損失を補償しなければならない。

（苦情の処理）

第7条 乙は、広告を掲載したことにより甲が第三者から苦情又は謝罪、その他の請求を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

（契約の変更）

第8条 甲は、事情がある場合、乙と協議してこの契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、甲の故意又は過失により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を補償するものとし、その補償額は甲乙協議して定める。

（契約の解除）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1） 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

（2） 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

（談合等による解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1） 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

（2） 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載料の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、第2号に該当した場合であって、この業務を完了させたときは、この限りではない。

- (1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

イ アの他、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。

ウ 甲の乙に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。

- 2 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除された時は、広告掲載料の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払う。

（損害賠償）

第12条 乙は、掲載された広告に関する一切の責任を負い、掲載された広告により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何らの責任を負わない。

（損害賠償の予定）

第13条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、広告掲載料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（権利の譲渡等）

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（秘密の保持）

第 15 条 乙は、この契約による事務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（関係法令の遵守）

第 16 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（協議）

第 17 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府
知 事 西 脇 隆 俊

乙 住所

氏名